

別添 ライフジャケット使用に関する留意事項

1. 借受者は、物品を使用する際は正しく装着するとともに、活動中の安全管理に十分な配慮を行うこと。
2. 物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。
3. 使用中に物品が破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関あて報告を行うこと。
物品の破損、紛失等については、借受者がその責任を負うこと。
4. 活動終了後は以下の作業を行うこと。
 - (1) 物品を洗淨して汚れを落とし、十分に乾燥させること。
 - (2) 物品の数や異常の有無を確認したうえで返却すること。
5. 借受者は、第三者に転貸してはならない。